

議案第三十一号

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十二年六月五日

提出者 杉並区長 山 田 宏

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例（平成十四年杉並区条例第五号）の
一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第一項」の下に「、第六条第二項」を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

（派遣職員の給与）

第三条の二 派遣職員（地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用されている職員（以下「単純労務職員」という。）である派遣職員を除く。第五条及び第六条において同じ。）のうち、法第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

第四条中「地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用されている職員（以下「単純労務職員」という。）」を「単純労務職員」に改める。

第五条中「（単純労務職員である派遣職員を除く。次条において同じ。）」を削る。
第六条の次に次の一条を加える。

（単純労務職員である派遣職員の給与の種類）

第六条の二 単純労務職員である派遣職員のうち、法第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、单身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

附 則

1 この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。

2 杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「、育児休業法」を「及び育児休業法」に改め、「及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二條第一項の規定により派遣された職員」を削り、「、育児休業又は派遣」を「又は育児休業」に改める。

3 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、教育公務員特例法」を「及び教育公務員特例法」に改め、「及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された職員」を削り、「、大学院修学休業又は派遣」を「又は大学院修学休業」に改める。

4 杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成十二年杉並区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

三 公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例（平成十四年杉並区条例第五号）

5 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「、教育公務員特例法」を「及び教育公務員特例法」に改め、「及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された職員」を削り、「、大学院修学休業又は派遣」を「又は大学院修学休業」に改める。

6 杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成十九年杉並区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

三 公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例（平成十四年杉並区条例第五

号)

(提案理由)

派遣職員への給与の支給に関する事項を定める等の必要がある。

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「法」という。）第二条第一項及び第三項、第五条第一項、第六条第二項並びに第九条の規定に基づき、公益的法人等への杉並区の職員の派遣に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(派遣職員の給与)</p> <p>第三条の二 派遣職員（地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用されている職員（以下「単純労務職員」という。）である派遣職員を除く。第五条及び第六条において同じ。）のうち、法第六条第二項</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「法」という。）第二条第一項及び第三項、第五条第一項並びに第九条の規定に基づき、公益的法人等への杉並区の職員の派遣に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

（職務に復帰した職員に関する職員の給与条例等の特例）

第四条 職員派遣後職務に復帰した職員（単
純労務職員

である職員を除く。第六条において同じ。）に関する杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）第二十七条、杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条

（職務に復帰した職員に関する職員の給与条例等の特例）

第四条 職員派遣後職務に復帰した職員（地
方公務員法第五十七条に規定する単純な労

務に雇用されている職員（以下「単純労務職員」という。）である職員を除く。第六条において同じ。）に関する杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）第二十七条、杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条

例第十一号)第二十七条又は杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成十二年杉並区条例第十八号)第二十五条の規定の適用については、派遣先団体において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第五条 派遣職員

が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、特別区人事委員会規則(杉並区学校教育職員の給与に関する条例第二条に規定する学校教育職員及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第二条に規定する幼稚園教育職員にあつては、特別区人事委員会(以下「人

例第十一号)第二十七条又は杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成十二年杉並区条例第十八号)第二十五条の規定の適用については、派遣先団体において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第五条 派遣職員(単純労務職員である派遣

職員を除く。次条において同じ。)が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、特別区人事委員会規則(杉並区学校教育職員の給与に関する条例第二条に規定する学校教育職員及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第二条に規定する幼稚園教育職員にあつては、特別区人事委員会(以下「人

事委員会」という。)の承認を得て定める杉並区教育委員会規則を含む。)で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(単純労務職員である派遣職員の給与の種類)

第六条の二 単純労務職員である派遣職員のうち、法第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

事委員会」という。)の承認を得て定める杉並区教育委員会規則を含む。)で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則第二項による改正(杉並区職員の給与に関する条例の一部改正)

新 条 例

旧 条 例

(休職者等の給与)

(休職者等の給与)

<p>(休職者等の給与) 第二十四条 略</p> <p>2 地方公務員法第五十五条の二第五項の規定により休職となった職員、育児休業法第</p>	<p>新 条 例</p> <p>附則第三項による改正(杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)</p>	<p>第二十六条 略</p> <p>2 地方公務員法第五十五条の二第五項の規定により休職となった職員及び育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の職員(以下「育児休業中の職員」という。)</p> <p>3 略</p> <p>には、その休職又は育児休業の期間中、いかなる給与も支給しない。</p>
<p>(休職者等の給与) 第二十四条 略</p> <p>2 地方公務員法第五十五条の二第五項の規定により休職となった職員、育児休業法第</p>	<p>旧 条 例</p>	<p>第二十六条 略</p> <p>2 地方公務員法第五十五条の二第五項の規定により休職となった職員、育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の職員(以下「育児休業中の職員」という。)</p> <p>及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第二条第一項の規定により派遣された職員には、その休職、育児休業又は派遣の期間中、いかなる給与も支給しない。</p> <p>3 略</p>

<p>（教職調整額を給料とみなして適用する条例等）</p> <p>第四条 前条第一項の教職調整額の支給を受</p>	<p>新 条 例</p> <p>附則第四項による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）</p> <p>3 略</p> <p>には、その休職、育児休業又は大学院修学休業の期間中、いかなる給与も支給しない。</p>	<p>二条第一項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）及び教育公務員特例法第二十六条第一項の規定による大学院修学休業中の職員</p>
<p>（教職調整額を給料とみなして適用する条例等）</p> <p>第四条 前条第一項の教職調整額の支給を受</p>	<p>旧 条 例</p> <p>附則第四項による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）</p> <p>3 略</p> <p>には、その休職、育児休業、大学院修学休業又は派遣の期間中、いかなる給与も支給しない。</p>	<p>二条第一項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）及び教育公務員特例法第二十六条第一項の規定による大学院修学休業中の職員及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二十六条第一項の規定により派遣された職員</p>

<p>ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく教育委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例（平成十四年杉並区条例第五号）</p>	<p>ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく教育委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>一及び二 略</p>
<p>附則第五項による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>	<p>旧 条 例</p>
<p>（休職者等の給与）</p> <p>第二十六条 略</p> <p>2 地方公務員法第五十五条の二第五項の規定により休職となつた職員、育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）及び教育公務員特例法第二十六条第一項の規</p>	<p>（休職者等の給与）</p> <p>第二十六条 略</p> <p>2 地方公務員法第五十五条の二第五項の規定により休職となつた職員、育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）及び教育公務員特例法第二十六条第一項の規</p>

<p>定による大学院修学休業中の職員</p> <p>には、その休職、育児休業又は大学院修学休業の期間中、いかなる給与も支給しない。</p> <p>3 略</p>	<p>附則第六項による改正（杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p> <p>（教職調整額を給料とみなして適用する条例等）</p> <p>第四条 前条第一項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく教育委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料</p>
<p>定による大学院修学休業中の職員及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された職員には、その休職、育児休業、大学院修学休業又は派遣の期間中、いかなる給与も支給しない。</p> <p>3 略</p>	<p>（教職調整額を給料とみなして適用する条例等）</p> <p>第四条 前条第一項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく教育委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料</p> <p>旧 条 例</p>

とみなす。

一 及び二 略

三 公益的法人等への杉並区職員の派遣に

関する条例（平成十四年杉並区条例第五

号）

とみなす。

一 及び二 略